

戦中・戦後の食糧・栄養問題

藤澤良知

はじめに

わが国は近年飽食の時代といわれるほどに、豊かな食生活を享受できる時代となり、かなり前から戦後は終わったといわれるようになった。ここでは、第二次世界大戦を中心にして、当時の戦中・戦後の食生活の厳しさや栄養施策について概観し、平和な時代のすばらしさを実感してみたい。

1 国民体力法の制定

昭和六年（一九三二）の満州事変勃発以来、わが国は国防の強化が緊急の課題となったが、兵力の根源をなす壮丁（徴兵検査）の体力は、結核と筋骨薄弱の増加によりむしろ低下の傾向をみせ、国防上由々しき問題として、朝野の関心を深めた。

更に、昭和十二年（一九三七）日華事変に突入するに及んで兵力増強と生産力拡大に必要な労働力確保を図るため、国民の体力増強策が国策

の重点とされるに至った。また厚生省では、昭和十四年に初めての体力検定を実施している。

昭和十五年（一九四〇）には、国民体力法（昭和十五年四月八日法律第一〇五号、図1参照）が制定され、その趣旨を体して健康な国民を育成するための国民修練としての栄養・保健対策が講じられている。すなわち、国民体力法による体力検査の結果、健康者と判定された者に対しては、いつそうの鍛錬を、弱者（筋骨薄弱者等）については、健民修練所に約二ヶ月間收容して生活修練、療養指導を実施し剛健な心身保有者とすることを目的に、千三百余の健民修練所が出来、食事も栄養的配慮されたものであった。しかし、僅かの期間での体格の改造などできるはずがなく、所詮は追い詰められた時代の対策に終わっている。

2 国民精神総動員下の栄養確保対策

戦時体制化の栄養問題は、一口でいうと厳しい食料事情下において、いかにして栄養を確保するかにあったといつてよい。昭和十四年四月には米穀配給統制法（昭和十四年四月十二日法律第八一号）が公布されて

国民体力法 (昭和十五年四月八日 法律第百五号)

- 第一条 政府ハ国民体力ノ向上ヲ図ル為本法ノ定ムル所ニ依リ国民ノ体力ヲ管理ス
- 前項ノ管理トハ国民ノ体力ヲ検査シ其ノ向上ニ付指導其ノ他必要ナル措置ヲ為スヲ謂フ
- 第二条 本法ニ於テ被管理者ト称スルハ本法施行地内ニ居住地(一定ノ居住地ナキ者ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル地トス以下之ニ同ジ)ヲ有スル帝國臣民タル未成年者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当セザルモノヲ謂フ
- 一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入営セザル者及帰休下士官兵ヲ除ク)又ハ戦時若ハ事変ニ際シ招集中ノモノ
 - 二 陸海軍ノ学生生徒
 - 三 其ノ他勅令ヲ以テ定ムル者
- 第三条 本法ニ於テ保護者ト称スルハ被管理者ニ対シ親權ヲ行フ者(親權ヲ行フ者ナキトキハ後見人又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者)ニシテ本法施行地内ニ居住地ヲ有スルモノヲ謂フ
- 第四条 被管理者ニシテ其ノ年十一月三十日ニ於テ年齢二十年ニ達セザルモノハ本法ノ定ムル所ニ依リ体力検査ヲ受クルコトヲ要ス保護者ハ前項ノ被管理者ヲシテ体力検査ヲ受ケシムル義務ヲ負フ但シ被管理者ヲ教育、監護又ハ使用ノ目的ヲ以テ寄寓セシムル者アル場合ハ其ノ者ニ於テ其ノ義務ヲ負フ

図1 国民体力法

いる。昭和十四年(一九三九)十一月には米穀搗精等制限令(昭和十四年十一月二十五日勅令第七八九号)が公布され、搗精は玄米重量に対して搗き上げの米の重量九割四分(大体七分搗き米)と定め、節米と国民

の主食の栄養価を少しでも残すことを推進した。玄米が配給されるとガラス瓶に入れて箸で搗き精米する家庭風景がみられたといわれている。また、同年、農林省は混砂搗き禁止令を出している。

また、政府としては、会社・工場等の集団に対して栄養共同炊事を奨励し、各地に栄養食配給所、栄養食共同炊事場、農繁期臨時共同炊事場が設けられている。

昭和十四年五月には、勤労栄養協議会が設置され労務者の栄養指導、特に、栄養食の研究・普及・宣伝、栄養関係者相互の連絡、栄養食炊事施設の奨励指導、炊事施設経営の指導、栄養食献立の指導、料理材料の研究、栄養士、調理士の養成講習及び斡旋などを行っている。また、当時の食料事情を反映して、空閑地利用菜園運動が始まる。昭和十五年には、学校給食奨励規程が制定されたり、戦時食糧報告運動実施要綱を決定し週一日の節米デーを呼びかけている。

3 戦時体制下の食糧・栄養施策

昭和十五年(一九四〇)頃から戦時体制への移行の懸念が深まり、食糧不足に備えた栄養基準を早く作って公表する必要性から厚生科学研究所国民栄養部(昭和十五年に公衆衛生院と栄養研究所が合併、厚生科学研究所となる。栄養研究所は厚生科学研究所国民栄養部となる)は、日本人栄養要求量標準を昭和十五年作成し公表している。熱量要求量の算定にあたっては佐伯矩の熱心な企画により、日本で初めてといわれる人体体表面積を土台とする新陳代謝測定により算定されている(表1参照)。

また、昭和十六年食糧報國聯盟(慶応大学大森憲太主宰)が、大政翼

表1 年齢・性・熱量・たんぱく質1日要求量

年齢(満)	男子		女子	
	熱量(kcal)	たんぱく質(g)	熱量(kcal)	たんぱく質(g)
2	1,200	50	1,200	50
3	1,320	55	1,320	55
4	1,430	60	1,430	60
5	1,490	60	1,490	60
6	1,610	65	1,500	60
7	1,690	70	1,570	65
8	1,740	70	1,630	70
9	1,800	75	1,680	70
10	1,880	80	1,740	70
11	1,930	80	1,830	75
12	2,050	85	1,930	80
13	2,160	90	2,030	85
14	2,260	95	2,100	90
15	2,360	100	2,120	90
16	2,430	100	2,100	90
17~20	2,500	100	2,100	90
21~30	2,500	85	2,000	70
31~50	2,400	80	1,900	65
51~60	2,250	60	1,800	50
60以上	2,100	55	1,700	45

注：ただし、2歳とは1歳7ヶ月より2歳6ヶ月までをいう。
厚生科学研究所国民栄養部(1940)

賛会の下部組織として発足し、国民栄養の基準(国民食といわれた)を作ったが、熱量、蛋白質とも厚生科学研究所報告とほぼ同じようなものであったが、実際の食料にあてはめた実施例を示した点が特徴である。また、厚生省は昭和十七年二月に国民標準栄養量(成人男子一人一日あたり熱量二、四〇〇キロカロリー、糖質四五グラム、蛋白質九八グラム、脂肪二三グラム、蛋白質熱量比一三・七パーセント、動物性蛋白質比二五パーセント)を作成するなどして、国民栄養の確保と生産体制の強化などを内閣側と折衝したりしているが不調に終わっている。閣議は別途企画院起案の「戦時生活物資配給基本対策要綱」を採択して、食料、家庭用燃料、繊維製品、医薬衛生材料についての配給機構の整備を図っている。

当時の窮迫した食料事情下で適正な、国民栄養の確保を図るため、政府は生活刷新運動を進める一方、生活物資の最小限度の確保に努められた。

め、昭和十六年(一九四二)四月一日生活必需物資統制令を発動し、食料、燃料、繊維品、医薬品などの需給計画を立てた。そして四月から大都市に米の配給を実施したのに始まり、漸次米穀配給機構の整備や業者の統合へと進んでいった。

昭和十六年四月には米の通帳制が実施され、成人一日量は米三三〇グラムとなる。同年十二月には米英に宣戦布告し太平洋戦争に突入し戦時体制に入り、食料事情も悪化している。昭和十七年には、国民体力法を改正し、体力検査の対象を拡大したり、国民勤労報国協力令施行規則に基づき学徒動員令が発令され学徒が軍需工場や食料生産に従事している。

昭和十九年(一九四四)七月には、食糧行政査察使栄養基準委員会、国家食糧計画の根本を定める目的をもって、「国民栄養基準及び作業強度別職業分類表」を作成した。更に、同年九月には調査研究員本部として表2に掲げるぎりぎりの「戦時最低基準要求量」を発表している。これは当時ぼつぼつ栄養失調症が出始めているといわれた時期で一、九〇〇キロカロリーはこの危険界であるとみて、それより一割増しの二、一〇〇キロカロリーを労務者の最低摂取量とした。このように栄養の最小必要量を調べて戦時の国民の食料の必要量を算定しようとするものであったが、昭和二十年(一九四五)八月には、戦争は終結した。

4 玄米食の問題

昭和十七年(一九四二)二月には食糧管理法が公布され食糧営団が発足し、米以外に麦類、いも類を含めて三三〇グラムの配給となる。しかし、次第に戦局の悪化とともに、食糧の移輸入も困難を極め、食糧の絶対量

表2 戦時最低基準要求量 (調査研究動員本部)

年齢(満)	労作別	男子		女子	
		熱量(kcal)	たんぱく質(g)	熱量(kcal)	たんぱく質(g)
0~1		授乳婦への加配として扱う			
1~5		1,350	50	男子に同じ	
6~11		1,800	70	男子に同じ	
12~49	無業者	2,000	60	男子に同じ	
	軽労働者	2,200	70	1,900 (および学生生徒)	65 (および学生生徒)
	(中労働者・学生生徒)	2,600	75	2,200 (中労働者のみ)	65 (中労働者のみ)
	重労働者	3,200	95	2,600	80
50~59		各性各労働ともに10%減			
60以上		各性各労働ともに20%減			
妊婦		女子成人軽労働者の20%加配			
授乳婦		女子成人軽労働者の30%加配			

の炊き方、食べ方の実演をする学者が出たり、地方長官会議で玄米食の普及を建言する知事があつたり、大政翼賛会の首脳部が推進する態度に出たりしている。

『厚生省二〇年史』によれば、この頃閣議で小泉親彦厚生大臣は「陸海軍人も玄米食とする」条件のもとに戦時食としてこれを普及推奨する旨

不足のため未曾有の食糧難を来たし、節米や玄米食による戦力化が叫ばれたりした。玄米食問題が大政翼賛会の議題となり、栄養・食糧確保の見地から玄米食を国民の主食として法定化せよといった衆議院への請願も行われた。

玄米食推進論者は東条首相が玄米食主義者であるとして、玄米さえ食べれば戦争に勝るとか、玄米を食べないのは非国民といった極端な論議さえなされたという。また、閣議の日には官邸で玄米食

発言している。厚生省は法令などをもって国民一律に強制することはなせず、陸海軍その他集団においては、玄米食を實行し、業務用配給は玄米を原則とし、一般家庭配給は現在どおりとするが、大政翼賛会において炊き方、食べ方を実地指導したり、玄米食の普及奨励にあたり、玄米食の場合は燃料及び塩を増配するという条件をつけて賛成することになった、と記されている。しかし、実効は上がっていない。

5 国策炊き、楠公炊き

玄米食の問題とは異なつた観点からであるが昭和十八年後半から、米をどうやって炊き増えさせようかという考案が、いろいろと提案された。その一つが国策炊きで、他の一つが楠公炊きというものであった。国策炊きは、米を洗うことなくそのまま沸騰した湯の中に投じ、再び沸騰した後、細い螢火として五〇分間続けて炊くというものである。楠公炊きは、楠木正成が千早城に立てこもつた時、米を食べつなぐために考案したものであるとして、米を炊く前に軽く炒めるのである。その後、ゆつくりと炊くというものであった。この両方法とも米粒の表面を崩さないようにして、なるべく水を十分含ませるといふものであった。水を食べても腹持ちが良くなるというものではないことはどなたも承知のことであるが、当時の食料事情の厳しさを反映するものであった。

昭和十九年(一九四四)東京都と大阪市衛生研究所が市民の栄養調査を実施している。また、六大都市の学童に米と味噌の給食が行われた。軍事工場への食料を確保するため、東京給食施設連合会が発足している。厚生省厚生科学研究所国民栄養部は、節米のため高梁こうりやんの米飯混入調理法を研究したりしているが、家庭用の食塩の入手も困難となる。昭和二十

年一月、主食配給量は三一〇グラムに切り下げられ、四月には農家より本土決戦米強制供出が行われている。

6 栄養士規則の制定

栄養士にとって昭和十三年（一九三八）頃までは黎明期であった。これまでそれぞれ就職した栄養士は、法的根拠のない人格名称に過ぎないということと身分処遇が不安定であった。昭和十八年（一九四三）厚生省勤労局県民課（三木行治課長・後の岡山県知事）において懸案の栄養士法を制定することになり、全国栄養士の意見を聴取して種々討議した結果、栄養士法とするより、栄養士規則のほうが早く成立するとの判断にたつて検討された。約一年半の検討を経て、終戦も間近い昭和二十年（一九四五）四月には栄養士規則（昭和二十年四月十三日厚生省令第一四号 図2参照）及び私立栄養士養成所指定規則（昭和二十年四月十三日厚生省令第四一四号）が制定され、栄養士の身分及びその業務が確定し、国民栄養に対する改善指導の法的な素地が作られた。

本省令制定の理由としては、「①栄養士の身分並びにその業務を国家的に確立し、国民栄養に対する指導の統一と徹底を図る要あるに由る、②現下の食料事情に鑑み戦力増強の基盤たる工場・事業場、供出後の農村に対する栄養指導は喫緊の用務にして、これが実務にあたるべき栄養士の養成の緊要なるに由る」として、栄養指導の緊要性を挙げている。昭和二十年五月には大日本栄養士会（社団法人日本栄養士会の前身）が設立されている。

7 戦前の栄養士養成制度

大正十三年（一九二四）、アメリカの留学を終えて帰国した佐伯矩は私立の栄養学校を開設し栄養指導者の養成を開始した。栄養学校の卒業生である一、二期生が同窓会として「修食会」を結成したのは昭和二年頃である。昭和五年頃には卒業生によって、栄養士会（会長佐伯矩）と改称し、昭和九年三月には『栄養士会誌』を創刊している。栄養士会では各地で栄養集落として夏期等に講習会等を開催している。

図2 栄養士規則

- 第一条 本令ニ於テ栄養士ト称スルハ栄養士ノ名称ヲ使用シテ国民ノ栄養ノ指導ニ関ス業務ヲ為ス者ヲ謂フ
- 第二条 栄養士タラントスル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当シ地方長官ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス
- 一 厚生大臣ノ指定シタル養成所ヲ卒業シタル者
 - 二 栄養士試験ニ合格シタル者
- 第三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニハ免許ヲ与ヘズ
- 一 聾者、啞者又ハ盲者
 - 二 精神病者又ハ伝染性ノ疾患アル者
 - 三 地方長官ニ於テ素行不良ト認ムル者
- 第四条 地方長官免許ヲ与フルトキハ栄養士免状ヲ下付ス

(1945年4月13日厚生省令第14号)

栄養集落はもと佐伯が大正の末年から行っていた、虚弱児童や直営小学校の児童対象の林間学校、臨海学校で、栄養士会、栄養学校が栄養研究所の指導で、栄養士や学生達の実習や研究の場として成果を上げていたものを継承したものである。

昭和十四年（一九三九）には栄養士養成所として糧友会設立による食糧学校、香川栄養学園の発足に伴い、栄養士会の森川規矩は栄養学校以外の他校出身者を含めて会の一本化を目的に、東亜栄養振興会を発足させ、満蒙栄養振興と合わせ栄養学校の民主化のためにも、この会に入会を奨め、青少年義勇軍の栄養指導等に参画して活動した。この会は戦争熾烈となってきたため、昭和十九年三月三日には、緊迫した食糧問題に対処すべく「大日本栄養士協会」が結成され「戦時下の栄養実態調査」を行ったりした。

厚生省は昭和二十年四月十三日、栄養士規則並びに私立栄養士養成所指定規則を制定、同年五月十一日発第一一一号をもって厚生省健民局長名で各地方長官宛てに「栄養士は大日本栄養士会の会員たらしめるよう配慮されたい旨」を傳達している。

そして、厚生省と栄養士会との話合いで栄養士規則制定を機に、半官半民的な任意団体として大日本栄養士会を発足すべく合意に達し、昭和二十年五月二十一日、東京大空襲の前々日、帝国ホテルにおいて大日本栄養士会の設立総会が開かれた。これは、前述の「大日本栄養士協会」の性格と異なり、時局を反映する形で、会長は厚生省の伊藤謹二健民局長、理事長は国民栄養主務課長である三木行治健民課長があたっている。

この設立総会は、米空軍の日本本土大空襲という時期に行われたもので、物資のない中で森川規矩栄養士会常務理事は鯛の尾頭付赤飯一五〇人分を千葉市で作らせホテルに持ち込んだといわれる。

会の目的は、栄養士業務の進歩、発達及び栄養士資質の向上を図り、かつ国民栄養の確保改善に関する、国の施策に協力することを目的としている。この目的達成のため①国民の栄養に関する調査研究、②国民の栄養に関する知識の普及、③栄養士の相互連絡並びに資質向上、④その他目的達成上必要な事項、となっている。昭和二十年八月十五日に終戦を迎えたのを期に、名称も日本栄養士会に改称している。このように日本栄養士会の発足は、いわば官制の形であったが、戦後昭和二十七年から栄養士免許を持つ資格者（田中静雄、藤本薫喜、森川規矩、田島治郎）が会長職にあたっている。

8 終戦当時の食料事情

昭和二十年（一九四五）八月十五日には終戦を迎えたが、当時の食糧不足は深刻で労働力の不足、肥料の不足、その他戦時下の無制限な増産計画などの悪条件が禍して、同年産米は前年の約七割の五八七万トンに過ぎず、明治末期以来の大減収を記録した。戦時中でさえ米換算二合一勺の主食配給は維持されていたが、昭和二十年後半以後は次第に悪化して配給米の比率が低下し、いも類はもとより脱脂大豆やとうもろこしが主食として配給され、さつまいもの茎、大根葉などの廃物利用や、自家菜園による自給、物々交換、農家への買出しなどが盛んに行われた。昭和二十一年になると食料事情は更に悪化し、代用品さえ間に合わず遅欠配が始まり、五月には北海道の遅配七十四日を最高に、六月には東京の遅配は二十日を超えた。「国民の体重はおしなべて、平時の一割方減った。これは健康な者が水だけ飲んで十日間寝ていた状態と全く同じだといふ」と当時の朝日新聞は報じている。

政府は昭和二十一年（一九四六）二月食糧緊急措置令（勅令第八六号）をもって米の強制供出の途を開いたり、六月には食糧危機突破対策要領を発表し食糧の確保に努めた。

さいわい、昭和二十一年産米は九四四万トンに増大し、主食の配給は成人一人一日あたり二合一勺から二合五勺に増加したが、復員や引き揚げ者による人口増加により食糧不足は続いた。当時の片山内閣は、食糧の端境期切り抜け策として縁故米制度、救援米制度、水産物・野菜の増配、砂糖の主食代替配給なども行われた。しかし、配給量だけでは必要な栄養量の半分程度を満たすに過ぎず、自由購入に多くを依存していた。一方米の買出し屋・ブローカーによる闇米などに対しては、食糧管理法違反としての取り締まりも強化された。

昭和二十一年には、文部・農林・厚生三省事務次官通達により、放出物質による学校給食が実施されている。

9 国民栄養調査の開始

政府は食糧の不足量を三〇〇〜四〇〇万トンと見積もってGHQに食料援助を要請したが、敗戦国として到底受け入れられる量でないとして、科学的根拠のある資料の要求があり実態調査の必要性が論じられた。GHQのサムス大佐は日本国民の栄養状態を統計的に知り、それがいかに保健を脅かしているかを正確に示すことが必要であるとして、コレット少佐の提案により厚生省当局は知恵を絞って『国民栄養調査要綱』を作った。

当時の様子を厚生省医官の大儀敏雄（後の厚生省栄養課長・国立栄養研究所長）は、その著書『混乱のなかの飽食』でコレット少佐は大儀に

図3 栄養調査に関するGHQの覚書

AG4302(1945.12.11)PH 昭和20年12月11日
 日本政府ニ対スル覚書
 終戦連絡中央事務局経由
 主題 一般住民ノ栄養調査

1. 最高司令官ハ日本ニ於ケル身体的栄養摂取量ノ実際、並ニ食料ノ要求ニ関スル事実ニ基ク報告ヲ要求ス。
2. 日本政府ハ一般住民ノ間ニ栄養調査ヲ為スベキ適当ナル資格アル医師及ビ栄養士ノ調査班ヲ結成セシムベシ。コレラノ班ハ統計学的資料蒐集法及ビ当司令部ニ承認サレタル区域ヲ使用シ個ノ身体的状態及ビ食料消費ニ関スル事実ニ基ク研究資料ヲ蒐集スベシ。都市地域ヲ第一義的ニ調査シ且ツ最初ノ調査ハ大都市ヲ包括スベシ。
3. (略)
4. 昭和20年12月20日マデ必ず許可申請ノタメ遅レザルヤウ本計画ニ対スル完全ナル実行案ヲ提出スベシ。
5. (一部略) 各調査終了後必ず一週間以内ニ該資料ノ最後ノ集計成績ヲ提出スベシ。

最高司令官代理
 顧問級副官
 エチダブリュー、アレン大佐

集団的な栄養調査のやり方は米国陸軍の方式があるのでその方式でやったらどうかとの打診があったという。そして、昭和二十年十二月八日付でGHQから「日本における一般住民の栄養調査について」という覚書（指令）が発せられた（図3参照）。そして、コレット少佐はまず手始めに東京で始め、報告はクリスマス前に届けるといったきついお達しであったという。まず同年十二月に東京都内の三十五区を対象に調査が行われた。調査の実施にあたっては東京都の桑原内午生栄養係長や萩原八重子、高橋重磨等のベテラン栄養士他約百二十名の栄養士が参加して三万二千人の調査にあたったわけでご苦労が多かったと思われる。調査は連続三日間にわたる食物の種類と摂取量及び栄養量、並びに身体症候発現率、体位測定が行われた。

昭和二十年の調査結果は熱量は一人一日一、九七一キロカロリーと、

戦中・戦後の食糧・栄養問題

表5 終戦直後(昭和21~23年)の都市および農村の栄養状態

		都市		農村	
		21年	22年	21年	22年
熱量	kcal	1,515	1,813	2,035	2,076
たんぱく質	g	57.2	64.5	60.3	58.1
うち動物性たんぱく質	g	16.5	17.2	6.7	7.9
脂肪	g	16.8	16.4	12.5	13.2
カルシウム	mg	255	245	265	249
ビタミンA	IU	3,880	2,999	3,385	2,713
ビタミンB ₁	mg	1.36	1.59	1.91	2.22
ビタミンB ₂	mg	0.57	0.59	0.64	0.54
ビタミンC	mg	104	111	114	123

注：ビタミンAはカロテンの値をそのままAに加えた数値である。
資料：国民栄養調査(5月成績)

表6 戦後混乱期の1日1人当たり食品摂取量(昭和21~23年)

食品群別		年次	21年	22年	23年
穀類	米		241.1	267.3	290.7
	麦		142.0	121.2	136.4
	その他		15.3	22.2	8.7
いも類			277.9	268.6	210.2
砂糖類			0.5	0.8	6.0
油脂類			1.7	1.2	1.2
大豆および大豆製品			30.9	33.2	37.5
魚介・肉・卵類			55.0	51.7	60.7
乳および乳製品			3.1	2.2	3.0
野菜・果実	緑黄色野菜		153.8	96.0	98.2
	その他の野菜		152.8	144.1	124.3
	果実		16.9	22.7	31.7

資料：国民栄養調査

表7 東京都内身体症候発現表(昭和20年12月調査)

症候別	性別	男		女		計	
		実数	人口に対する割合	実数	人口に対する割合	実数	人口に対する割合
平均体重に対する比較	減少	7,945人	54.96%	9,670人	55.22%	17,651人	55.10%
	増加	6,316	43.69	7,626	43.55	13,942	43.61
	平均	196	1.35	215	1.23	411	1.29
1. 貧血		932	6.45	1,281	7.32	2,213	6.92
2. 口角炎		1,542	10.67	1,556	8.89	3,098	9.69
3. 舌炎		534	3.69	634	3.62	1,168	3.65
4. 膝蓋腱反射消失		1,286	8.90	2,211	12.63	3,497	10.94
5. 浮腫		302	2.09	997	5.69	1,299	4.06
6. 毛孔性角化症		466	3.22	445	2.54	911	2.85
7. 慢性下痢		449	3.11	462	2.64	911	2.85
8. 月経遅延または無月経				1,344	19.34	1,344	19.34
9. 徐脈		339	3.77	165	1.35	504	2.38

資料：国民栄養調査

用法のため昭和二十二年七月から「輸入食糧指導者講習会」が開かれた。委員会で作成した調理法は各都道府県に流され、各地で講習会、展覧会、移動展示会が開かれ、栄養士はその指導にあたった。

米国の宗教団体を骨幹とするアジア救援公認団体(ララ)からは、莫大な救援物資が送られている。二十一年十月から二十七年六月まで、ララ救援物資のうち食糧は二、五二二万ポンド、トン数にして一六、七〇〇トン、金額にして四百億円以上に及んでいる。ララ物資としては、全乳、脱脂粉乳、砂糖、ベビーフード、乾燥果実、大豆、肉、乾燥卵、缶詰、

小麦粉等で、配付先は社会福祉施設、生活困窮者、引き揚げ開拓者、定時制高校生徒等であった。

12 戦後の栄養行政組織の確立（厚生省栄養課の設置、国立栄養研究所の機能の強化）

昭和二十一年十一月には、厚生省の機構改革により公衆保健局に栄養課が新設された。それまでは保健課の栄養係であったに過ぎなかったが、栄養問題が重要施策となり栄養行政の基礎が築かれたのである。また、国立栄養研究所は、戦時中研究機関の統合によつて、昭和十五年（一九四〇）には、栄養研究所と公衆衛生院が合併して、厚生科学研究所国民栄養部となり、更に昭和十七年十一月には厚生科学研究所、人口問題研究所、産業安全研究所が合併され、厚生省研究所国民栄養部となる。

続いて、昭和二十一年には公衆衛生院の一部局である国民栄養部とされていたが、昭和二十二年五月国立栄養研究所の官制が公布され、再び国立栄養研究所として新発足した。翌昭和二十三年三月新庁舎に移り、六月には開所式がもたれたが、その席で来賓のサムス准将は「私がこの国にきて、拝見して見て大きな欠点と思えますことは、病院その他医療に従事する医師に、食事療法に関する興味と栄養の知識のないことであります。私はこの栄養が公衆衛生院、あるいは予防医学研究所と提携し、日本の医学、医療機関に呼びかけることによつて栄養問題について十分考慮するようなたらきかけをなさることを希望します」と述べて注目されたことが、萩原弘道著の『日本栄養学史』に述べられている。

同研究所は、国民の栄養に関する基礎研究、食生活・栄養改善の調査

研究を行い、その成果は国民の栄養改善に貴重な資料を提供している。

昭和二十二年九月には、保健所法（昭和二十二年九月五日、法律第一〇一号）が全面改正され、栄養改善事業が重点項目の一つとして取り上げられ、栄養士の配置が制度化されている。また、労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四九号）に基づいて制定された、事業附属寄宿舎規程（昭和二十二年十月三十一日労働省令第七号）をもつて、一回三百食以上の給食を行う場合には、栄養士をおかなければならないことが規定された。

昭和二十三年七月に公布された医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二〇五号）の規定により、同法施行規則（昭和二十三年十一月五日厚生省令第五〇号）では、病床数一〇〇以上の病院における栄養士配置が規定された。また、乳児院、虚弱児施設についても五〇人以上の施設に栄養士配置が、児童福祉施設最低基準（昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六三三号）により規定された。

13 栄養士法の制定

昭和二十二年五月三日、日本国憲法が施行されたことに伴い、昭和二十年四月に制定された栄養士規則も昭和二十二年十二月末までは法律と同一効力を有するものと認められたものの、この間に改廃の措置をとらなければならなくなり、直ちに法律化の審議が始まった。そして、栄養士規則を引き続き存続整備し、栄養士の身分及び業務を明確化しその資質の向上を図つて国民栄養指導の徹底を期するため、昭和二十二年十二月二十九日法律第二四五号もつて栄養士法は公布され、翌二十三年一月から施行された。また、栄養士法の委任に基づく事項またはこれを

実施するために必要な事項を定める栄養士法施行規則は、栄養士の免許制度、栄養士の養成制度等について規定され、昭和二十三年一月十六日厚生省令第二号をもって公布され即日施行された。昭和二十四年二月には第一回栄養士試験が行われ、平成元年（一九八九）まで継続実施された。

昭和二十五年には栄養士の資質向上を図るため栄養士法の一部改正が行われ、栄養士の修業年限が二年以上となり、栄養士試験の受験の資格としての栄養士の実務見習期間も一年から二年に改められた。また、新学制によって新制大学・短期大学が出来、栄養士養成施設の増加につながることになる。

14 栄養改善法の制定

昭和二十六年十月には、行政簡素化を理由に占領政策関連の身分法の整理として栄養士法廃止が報道されたが、これを契機に栄養士の諸先輩が危機感から立ち上がり、行政当局とも協議して栄養改善の基本法とも言うべき国民栄養改善法を作ろうということになった。また、山下義信参議院議員は栄養士法廃止の阻止という消極的なことより積極的に栄養改善推進の新立法を考えるのが先決として法制定の動きが活発化した。

しかし、法案作成段階で法律は元來が人の行為を規制するための必要性から生まれたもので、望ましいとして指導するようなのは法律にならない。また、法律には罰則がつくのが普通で指導改善では罰則のつけようがないのではというのも反対の理屈であったという、と大磯は著書『混迷のなかの飽食』で述べている。

最初は政府提案とする予定であったようであるが、困難になり日本栄養士会が中心になって、昭和二十七年中山寿彦、山下義信の両議員に

よる議員提案として国会に提出され、世界でも例をみないといわれる栄養改善法（昭和二十七年七月三十一日法律第二四八号）が制定され、栄養改善行政の体制が整い、組織化された栄養改善指導が行われることになった。

同法では、戦後実施してきた国民栄養調査を新たに法律の規定に基づいて実施することになり、また、保健所に栄養相談所を付置すること、都道府県・政令市に栄養指導員を配置すること、集団給食施設に対する栄養士の配置の努力規定を設けるとともに栄養士未配置施設では、栄養指導員の指導を受けなければならないこと、特殊栄養食品の標示許可制度に関する事、栄養審議会の設置に関する事等を主な内容としている。この法律制定に伴い栄養審議会令が制定され、昭和二十八年六月には第一回栄養審議会が開催されている。栄養審議会は、国民栄養に関する重要事項について審議し、必要な答申、意見具申、建議等を行っている。昭和三十年頃になると国民の栄養状態もだいぶ改善されたものの、問題点も多く、厚生省は昭和三十年十二月に「戦後一〇年栄養白書」を発表している。ここでは、白米の食べ過ぎ、ビタミン、カルシウムの不足に警告を出している（図4の朝日新聞記事参照）。

15 学校給食法の制定

昭和二十六年（一九五二）講和条約の調印に伴い、従来完全給食実施の財源となっていたガリオア資金が二十六年六月三十日をもって打ち切られることになり、完全給食を継続するためには、財源を日本政府が負担することになり、法制化が要請された。また、連合軍総司令部の意向もあり二十五年五月の閣議で学校給食の法制化を決定し、法案作成の準

白米食べ過ぎに警告 厚生省栄養白書を発表

厚生省では二十八日、戦後十年間の国民栄養白書を発表した。これによると国民栄養は目標基準にいま一步というところまで向上、体位も十四、十五才を除いては大体戦前なみに回復したが、白米を食べ過ぎる傾向が目立つてきたことに同省は警告している。

▼食物の内容と出回りは大体戦前なみに回復したが、あまりにも穀類にかたよりすぎ特に米に重点がおかれて、ともすれば良質のたんぱく、脂肪、ビタミンA、ビタミンB1、B2、カルシウムなどが不足、この結果、脚気、貧血、口角炎などが多い。

▼青少年の身長は大体戦前なみに回復した。しかし男子十四才から十七才までと、女子の十四才はまだ戦前の水準に達していない。これは男女とも十一才以上で戦時下の食糧難を経験したものは戦後食糧好転で割合に早く回復したが、生後の幼弱期全体を戦時中の食糧時代に送ったものは最も回復が遅れているわけ。

(昭和三十年十二月二十八日 朝日新聞)

図4 「戦後10年栄養白書」に関する新聞記事

備も進み、昭和二十九年五月二十七日衆議院本会議、五月三十日には参議院本会議に上程され可決成立した。

昭和二十九年には、第一回日本栄養改善学会が開催されている。また、栄養改善普及運動が月間行事となり、今日まで及んでいる。また、昭和二十九年には、東京都庁に栄養指導車（キッチンカー）が出来、食生活指導に活躍、その後全国に普及する。また、第一回食生活改善協議会中央大会が開催されるなど栄養改善事業が活発になってきている。

まとめ

以上が、わが国の戦中・戦後の栄養、食料事情、栄養施策のあらましである。現代の食生活は、一言で言うところ貧しさから豊かさへ、和風から洋風へ、家庭料理から加工食品へと大きな変貌を遂げている。それとともに、生活習慣病の増加など、健康上の問題も増加し、平成十八年の流行語大賞のトップテンにはメタボリックシンドロームが選ばれた。食が変われば、疾病も変わる、健康度も変わる、寿命も変わるなど食の持つ健康的意義・疾病予防的意義と大切さを改めて、現代的視点に立つて見直していきたいものである。

参考文献

- 1 萩原弘道『日本栄養学史』、(財)国民栄養協会、昭和三十五年八月
- 2 厚生省医務局編『医制百年史』、(株)ぎょうせい、昭和五十一年九月
- 3 高木和男『食と栄養学の社会史』、発行所科学資料研究センター、発売丸善株式会社、昭和五十三年九月一日
- 4 大磯敏雄『混迷のなかの飽食』、医歯薬出版株式会社、昭和五十五年一月二十日
- 5 『栄養士のあゆみ…栄養士会創立三五周年記念誌』、(社)日本栄養士会、昭和五十五年六月
- 6 『栄養士制度発展のあゆみ―栄養士会五〇年のあゆみ―』、(社)日本栄養士会発行、平成六年六月
- 7 『国立栄養研究所創立五〇周年記念誌』、昭和四十八年
- 8 厚生省二〇年史編集委員会編『厚生省二〇年史』、厚生問題研究会、昭和三十五年七月十五日
- 9 藤澤良知『実践女子学園学術・教育研究叢書1 日本の栄養士教育・栄養改善

- 活』、第一出版株式会社、平成十一年二月二十五日
- 10 学校給食十五周年記念会編『学校給食十五年史』、昭和三十七年七月一日
- 11 藤澤良知、公衆栄養・栄養指導の歴史(月刊誌『食生活』掲載分)
- ① 栄養行政の展開と戦時下の日本『食生活』VOL.98 No.1 平成十六年一月号
- ② 戦時日本の食料施策と栄養士会『食生活』VOL.98 No.2 平成十六年二月号
- ③ 戦後復興期の日本の食料事情『食生活』VOL.98 No.3 平成十六年三月号
- ④ 栄養関係の法律制定と管理栄養士の誕生『食生活』VOL.98 No.4 平成十六年四月号

著者プロフィール

藤澤良知 (ふじさわ・よしとも) 昭和四年長野県生まれ

武蔵丘短期大学学長。管理栄養士。実践女子大学名誉教授。

社団法人日本栄養士会名誉会長。財団法人公衆衛生振興会評議員。

社会福祉法人平成会評議員。社会福祉法人調理技術技能センター理事。学校法人後藤学園理事。埼玉県私立短大協会副会長(平成二十年度会長)。関東私立短期大学協会副会長。

日本私立短期大学協会常任理事。社団法人全国栄養士養成施設協会常任理事。